

# 記入例

## 特定建設作業実施届出書

届出日を記入

○年 △月 □日

西脇市長様

届出者 住所（法人にあっては所在地）

西脇市郷瀬町○○番地

法人にあっては、会社印及び  
代表者印を押印

氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

株式会社 ●●建設

代表取締役 ▲▲ □□ 印

該当の届出根拠にチェック

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項（第2項）  
振動規制法第14条第1項（第2項） の規定により次の  
環境の保全と創造に関する条例第59条第1項（第2項）

とお届け出ます。

建設工事の名称	△△事務所解体工事			
建設作業の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート造2階建			
特定建設作業の種類	別紙2のとおり ← 別紙2に該当する特定建設作業の種類を記入			
特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様	別紙1のとおり ← 別紙1に詳細を記入			
特定建設作業の場所	西脇市○○町△△番地			
特定建設作業の実施の期間	自 平成 ○年 △月 □日 至 平成 ○年 △月 □日 ← 届出日の8日以降の日付			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 8:00	至 17:00	平日（別添工程表のとおり）	8時間
騒音（振動）の防止の方法	別紙1のとおり ← 別紙1に詳細を記入			
発注者の氏名又は名称及び住所、並びに法人にあってはその代表者の氏名	西脇市郷瀬町 605 西脇市長 来住壽一 電話番号 0795-22-3111			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	西脇市郷瀬町○○番地 □□ □□ 電話番号 0795-22-△△△△			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、その氏名又は名称及び住所、法人にあっては、その代表者の氏名	西脇市郷瀬町□□番地 株式会社 △△組 代表取締役 □□ ○○ 電話番号 0795-22-◇◇◇◇ ← 該当する場合に記入			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、その現場責任者の氏名及び連絡場所	西脇市郷瀬町◆◆番地 ▲▲ ▲▲ 電話番号 0795-22-◆◆◆◆ ← 該当する場合に記入			

【添付書類】別紙1、別紙2

工事工程表（特定建設作業実施期間を明示したもの）、工事現場の位置図  
重機等の仕様を示すカタログ等（掘削機については定格出力、低騒音型等が確認できるもの）

※来庁者の印鑑（認印でも可）を持参してください。

■騒音（振動）の発生機械の種類及び騒音（振動）防止方法

機 械 の 種 類	形 式	公称能力	数
バックホウ	AB200	120kw	1
バックホウ	CD100	50kw	1
油圧ブレーカー	EF55	300kg	1
形式、公称能力は添付のカタログより転記 (バックホウ、ブルドーザーについては定格出力を記入)			

騒音又は振動の防止方法

防止措置を具体的に記入（別紙でも可）

- 例)
- ・使用機器は、低騒音・低振動型を使用する。
  - ・作業時には、エンジンの無理な負荷や空ぶかし等をしないようにする。

(必ず明記する項目)

地元住民に対しては、事前に周知を図り理解を得ましたが、施行中苦情が生じた場合は、速やかに工事を中断し、十分な対応及び説明を行い、ご理解を得た上で工事を再開します。

建築物等解体工事の場合、アスベストの有無、延床面積を記入

※建築物等解体・改修工事について

1. アスベストの有無 ( 無 ・ 非飛散性アスベスト有 ・ 飛散性アスベスト有 )
2. 解体建築物の延床面積 ( 1,000 ) m<sup>2</sup>

■該当する特定建設作業の種類

		特定建設作業の種類 (該当する作業の欄に○印をつける)		備考
騒音に係る作業	騒音規制法		①くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	※くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く ※もんけん、圧入式くい打くい抜機を除く
			②びょう打機を使用する作業	
		○	③さく岩機を使用する作業	※油圧ブレーカー、手持式ブレーカー等
			④空気圧縮機を使用する作業	※さく岩機の動力として使用するものを除く
			⑤コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	
		○	⑥バックホウを使用する作業	※定格出力80kw以上のもの（80kw未満、低騒音型は県条例⑥に該当）
			⑦トラクターショベルを使用する作業	※定格出力70kw以上のもの（70kw未満、低騒音型は県条例⑥に該当）
			⑧ブルドーザーを使用する作業	※定格出力40kw以上のもの（40kw未満、低騒音型は県条例⑥に該当）
	県条例		①くい打機又はくい抜機を使用する作業	※くい打機をアースオーガーと併用する作業 ※もんけん、圧入式くい打機及び圧入式くい抜機を除く
		○	⑥掘削機を使用する作業	※騒音規制法⑥⑦⑧に該当しないバックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー等の掘削機
		⑦コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業、又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業		
振動に係る作業	振動規制法		①くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	※もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く
			②鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
			③舗装版破碎機を使用する作業	
		○	④ブレーカーを使用する作業	※油圧ブレーカー等 ※手持式ブレーカーを除く